

枚方市重度障害者住宅改造助成事業実施要綱

平成 26年 3 月 31日制定
枚方市要綱 第 26 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、重度障害者が居住する住宅を当該重度障害者の障害の程度及び状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造すること（新築又は増改築を伴うものを除く。以下「住宅改造」という。）に要する費用についての補助金の交付その他の住宅改造の助成を行う事業（以下「住宅改造助成事業」という。）を実施することにより、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる住環境の整備の促進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級又は2級（下肢及び体幹の機能障害にあっては、3級を含む。）に該当するもの
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者で、判定の結果がAに該当するもの
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神保健指定医の診断等において前号に規定する者と同程度の知的障害があると判定された者

（対象世帯、対象住宅及び対象者）

第 3 条 住宅改造助成事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、市内に住所を有し、住宅改造を必要とする重度障害者が属する世帯とする。ただし、当該世帯の生計中心者の前年分（1月から6月までの申請にあっては、前々年分をいう。以下同じ。）の所得税額が70,000円以下である場合に限る。

- 2 住宅改造助成事業の対象となる住宅は、市内に所在し、かつ、重度障害者が居住するものとする。ただし、借家にあつては、住宅改造に関し当該住宅の所有者の承諾を得ているものに限る。
- 3 住宅改造助成事業の対象となる者は、対象世帯に属する者とする。

(実施方法)

第 4 条 市長は、住宅改造助成事業の手続の一部を枚方市社会福祉協議会その他市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することがある。

(助成)

第 5 条 対象者は、住宅改造助成事業を利用しようとするときは、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるとき

は、当該住宅を調査し、必要な住宅改造の内容を助言するものとする。

3 この要綱による補助金又は当該補助金と類似の補助金等の交付を受けた住宅については、第1項の規定による申請を行うことはできない。

(補助金の額及び対象経費)

第6条 補助金の額は、800,000円と当該住宅改造に要した費用とを比較して、いずれか少ない方の額に別表の左欄に掲げる税額等による階層区分に応じ、同表の右欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の住宅改造に要する経費のうち障害の程度及び状況に応じて市長が必要と認めるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、所定の申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事箇所図面
- (2) 工事見積書
- (3) 前年分の所得税額を証明する書類
- (4) 借家にあつては、所有者の承諾書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 住宅改造につき既にこの要綱による補助金又は当該補助金と類似の補助金等の交付を受けた住宅については、第1項の規定による申請を行うことはできない。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(変更の決定)

第12条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、審査し、適当と認めるときは、第8条の規定により決定した補助金の額を変更することがある。

(実績の報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、住宅改造の工事が完了したときは、当該工事が完了し

た日から起算して14日を経過する日又は当該補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事費用請求書又は領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により工事の内容等を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し、確定した補助金の額その他必要な事項を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受け取った後、速やかに重度障害者住宅改造補助金請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に、当該請求を行った者に当該請求に係る金額を支払うものとする。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に支払った補助金の額に相当する額の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (1) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(様式)

第17条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 枚方市重度障害者住宅改造助成事業実施要綱（平成21年枚方市要綱第18号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づき助成を受けた者については、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者とみなす。

別表（第6条関係）

税額等による階層区分	補助率
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は世帯の生計中心者の前年分の所得税が非課税である者である場合	1 / 1

世帯の生計中心者の前年分の所得税の課税額が40,000円以下の場合	2 / 3
世帯の生計中心者の前年分の所得税の課税額が40,001円以上70,000円以下の場合	1 / 2